

一般社団法人日本イスラエルビジネス協会 有料正会員規約

【条件】

1. 一般社団法人日本イスラエルビジネス協会の主旨と「有料正会員規約」に同意し、当協会が定める年会費等を支払った法人、または個人であること。

【規約】

1. 別途定める当協会「無料会員規約」に従い無料会員入会申し込み手続きを行い、当協会が入会を承認した無料会員が特定の案件に対する問い合わせや依頼等を当協会にした場合、あるいは希望する場合、無料会員から有料正会員へ移行することとする。
2. 有料正会員規約は、「無料会員規約」を含むものとする。
3. 当協会無料会員に入会していない場合も、特定の案件に対する問い合わせや依頼等をしたい場合は、無料会員入会手続きを行い、その後、有料正会員への移行（入会）手続きを行うものとする。
4. 当協会が有料正会員への移行手続きについての案内と、有料正会員の年会費の見積書あるいは請求書を送付した後、記載の金額を当協会口座に振り込む。
5. 年会費は下記の額の一括払いとする。
  - a. 正会員期間は年度末（3月31日）までとし、月額5,500円×年度末までの月数（移行日が属する月を含む）か、55,000円の安い方を年会費とする。
  - b. 有料正会員は基本的に自動継続とし、年度末1か月前に新年度年会費の請求書を当協会から送付するものとする。新年度年会費を4月末までに指定口座に振り込む。
6. 当協会が紹介した技術や製品に関する調査依頼や交渉、契約締結の支援については、内容により関係企業に委託する場合がある。

以上